

■平成20年10月(平成21年3月変更) 「新行財政構造改革推進方策[新行革プラン]」

- ① 改革の基本的方向
 - 平成30年度末、分譲進捗率90%を目指し、既開発団地の分譲促進等に取り組む。
- ② 基本方針
 - 平成30年代前半の町の熟成を目指し、既開発地の分譲を促進
 - 新規開発の抑制、事業進捗の調整及び工事コストの縮減等費用の抑制により、経営の健全性を確保
 - ※播磨科学公園都市2・3工区等(1,164ha)及びひょうご情報公園都市2～4工区(184ha)は、引き続き事業進捗を調整

■平成29年3月(平成30年3月改定) 「最終2カ年行財政構造改革推進方策」

- 平成30年代前半のまちの熟成等を目指し、既開発地区の分譲を推進
- 事業進捗を調整している用地については、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、地元自治体等の理解と協力を得ながらその利活用を検討するとともに、長期的には環境林としての活用も含め、引き続き事業進捗を調整。
- 一般会計が企業会計に対して事業推進のために実施してきた支援と、企業会計が一般会計に実施してきた資金融通等の支援について、今後、順次整理を進めていく

■平成30年9月「行財政構造改革の検証(行革期間H20～H30)」

- ① 既開発地区の分譲推進
- ② 進捗調整地
 - 引き続き、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮の上、地元自治体等の理解と協力を得ながら、その利活用を検討する。利活用が困難な場合は、長期的には環境林としての活用も検討。
- ③ 事業別経営実績
 - H26をのぞき、H20以降黒字達成。
 - 企業債期末残高について、H30年度末残高がH20年度末残高(1,155億円)と比べて370億円減少したものの、依然785億円と多額
 - 企業立地や宅地分譲を推進することで収益確保を図り、企業債残高の縮減に努める。

■令和4年3月「県政改革方針」

- ①分譲の推進
- ②事業進捗調整地
 - 県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮の上、関係部局や地元自治体等の理解と協力を得ながら、その利活用を検討。検討にあたっては、全庁的な検討会議を開催するなど幅広く検討
- ③ 地域整備事業の在り方
 - 地域整備事業の長期収支見込や、まちの熟成など地域整備事業の状況等を見定めて、今後の在り方を検討。
 - 安定的な企業債償還が可能となるスキームを、一般会計と企業会計の貸借関係の整理とあわせて進めていく。その際、企業債償還の本格化に伴う今後の地域整備事業会計の資金残高の状況を踏まえ、一般会計からの償還を優先的に実施。

■令和5年9月「県政改革審議会意見」

- 地域整備事業会計においては、今後本格化する企業債償還への対応に懸念が残る
- 県民への説明責任の観点からも、10年以上の中長期的視点で、将来の収支見通し、想定される課題を明らかにしたうえで、事業のあり方について早急に検討すべき

■令和5年9月「9月県議会知事提案説明」

- 企業庁経営評価委員会において、将来の収支見通しや想定される課題等を明らかにしたうえで、事業のあり方を早急に検討する。
- 課題を将来に積み残すことなく、残り任期2年間で方向性を定め、抜本的な改革を進める

※【企業庁総合経営計画(R元～R5)】

- ①既開発地区の分譲推進：R2年度末分譲進捗率90%
- ②事業進捗調整地：県政改革方針に同じ
- ③地域整備事業のあり方の検討：まちの熟成等の事業の状況などを見定めて、地区ごとの課題の抽出や資産の管理、企業債残高の縮減など、今後のあり方について検討

県政改革審議会意見（抜粋）

③ 公営企業・公社等の運営

企業庁については、すべての事業会計において、当期損益の黒字を確保している。一方で、地域整備事業会計においては、今後本格化する企業債償還への対応には懸念が残ることから、県民への説明責任の観点からも、今年度策定する経営計画では、10年以上の中長期的な経営視点で、将来の収支見通しや想定される課題等を明らかにしたうえで、事業の在り方について、早急に検討すべきである。

（R5.9.19「兵庫県県政改革方針の令和4年度実施状況等に係る意見書」より）

9月県議会知事提案説明（抜粋）

企業庁の地域整備事業会計についても、当期損益の黒字を確保しているものの、今後本格化する企業債償還を踏まえると、資金不足に陥る可能性があります。企業庁経営評価委員会において、将来の収支見通しや想定される課題等を明らかにしたうえで、事業のあり方を早急に検討します。

震災復興に伴う行革を進める中で躊躇があったのかも知れませんが、こうした課題については、当初の経営見通しが現実的に厳しくなっていることを、より早いタイミングで県民や議会に明示すべきだったと考えます。これらの課題を将来に積み残すことなく、残り任期2年間で方向性を定め、抜本的な改革を進めてまいります。

（R5.9.20「令和5年第364回定例兵庫県議会」における知事提案説明より）

知事議会答弁（抜粋）

まずは企業庁において10月から経営評価委員会を設置いたします。議論を開始し、10年以上の中長期的な視点で将来の収支見通しや課題を検証するとともに、今後の事業のあり方等についても検討を進め、今年度中に基本的な方向性をとりまとめてまいります。また、次年度においては、その基本的な方向性に基づき、個別の事業のあり方について、地元の市町など関係者の意見も丁寧に聴きながら議論を進めてまいります。

（R5.9.25「令和5年第364回定例兵庫県議会」における大豊康臣議員からの質問に対する答弁より）

III 企業庁事業の概要

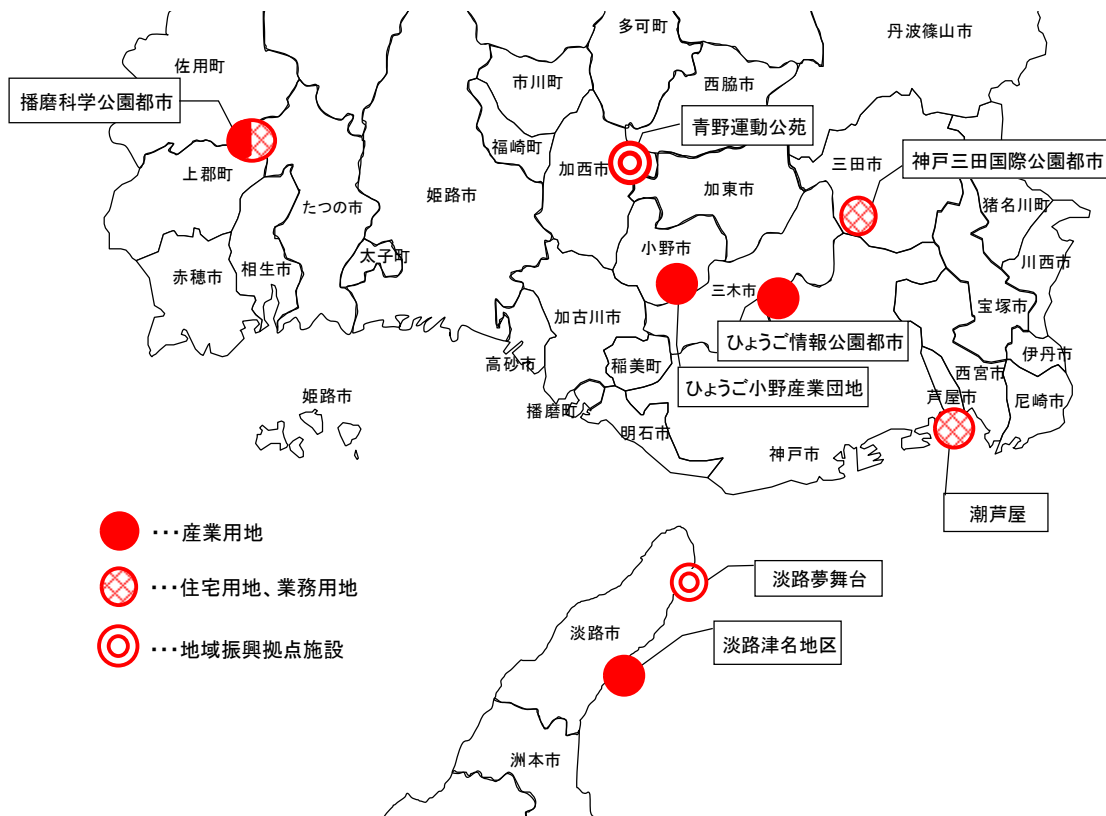
資料3-3

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。（地方公営企業法第三条）

事業名	事業の概要
工業用水道事業 (S13年～)	企業に工業用水を供給 〔揖保川第1工業用水道（3事業所）、揖保川第2工業用水道（16事業所）、市川工業用水道（18事業所）、加古川工業用水道（64事業所）〕
地域整備事業 (S44年～)	工業用地、都市開発用地、流通業務用地、観光施設用地等の取得、造成及び供給並びにこれらにあわせて行う施設の整備及び供給並びにこれらに附帯する事業 〔播磨科学公園都市、潮芦屋、神戸三田国際公園都市、淡路津名地区、淡路夢舞台、青野運動公苑、淡路ワールドパークONOKORO〕
水道用水供給事業 (S46年～)	市町等に水道用水を供給 (17市5町・1企業団に一日最大480,400m ³ を供給)
水源開発事業 (S46年～)	西脇市及びその周辺の地域における水資源を確保するための事業 (糶屋ダムの管理負担金を一般会計からの補助金により農林水産省へ支出)
企業資産運用事業 (S50年～)	①企業資産運用のための資産の取得、管理及び処分 (メガソーラープロジェクト：12地区32.4haで29,600kwの発電等) ②県が行う建設事業に対する資金の貸付け：17,455百万円 ③経営に関する調査
地域創生整備事業 (H29年～)	地域創生に資する事業のうち、市町と協定して行う産業拠点の整備に関する事業及び健康福祉、都市再生等の施設の整備等に関する事業並びにこれらに附帯する事業 〔ひょうご小野産業団地、ひょうご情報公園都市第2期、三宮東再整備事業、旧県立鈴蘭台西高校跡地活用〕

IV 地域整備事業の概要 (1)事業の現況

◎ 地域整備事業等位置図



◎ 分譲の現況

(単位 面積:ha)

		計画面積 (注)	R4年度実績			
			分譲面積	累計	分譲進捗率	
阪神	潮芦屋	住宅	32	3	32	100%
		業務	60	1	60	100%
		小計	92	3	92	100%
	神戸三田国際公園都市	住宅	155	2	154	99%
		業務	111	0	110	99%
	小計	266	2	264	99%	
尼崎臨海	産業	15	-	15	100%	
西宮浜	産業	2	-	2	100%	
計		375	4	373	99%	
播磨	播磨科学公園都市	住宅	28	1	19	68%
		業務	126	0	101	80%
		産業	83	0	79	95%
		小計	237	1	199	84%
	ひょうご情報公園都市	産業	57	-	57	100%
網干	業務	15	-	15	100%	
計		309	1	272	88%	
淡路	産業	146	3	123	84%	
	業務	5	-	5	100%	
計		151	3	128	84%	
合計		835	7	772	93%	
うち産業用地		303	3	276	91%	
うち住宅用地		214	4	205	96%	
うち業務用地		318	1	291	92%	

(注) 計画面積は「企業庁総合経営計画(令和元年度～令和5年度)」による。

※1 端数処理のため、合計が一致しない箇所がある。

※2 小数点以下のみの分譲がある場合は、1と表記している。

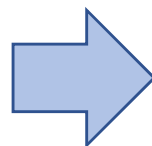
◎ 沿革

○臨海部の土地造成

- ・公有水面埋立法では「公の水面を埋め立てて土地を造成する行為」は都道府県知事の免許を規定
- ・1960年代以降、兵庫県では主に企業庁が実施を担う
- ・1960年～1970年代、民間による臨海部の重化学工業向け工場用地への需要旺盛



- ・臨海部の用地造成により、企業庁は2,000億円を超える売却収益を確保



○内陸部の土地造成

- ・石油危機(1973年)以降、産業構造が情報・通信・バイオ等先端技術型に転換
- ・高速道路IC付近等輸送に利便性を有する内陸部も工場立地の適地に
- ・県土の乱開発防止を目的に、内陸部を土地開発公社が先行取得を行い、その後企業庁が取得

- ・臨海部に偏重していた工場向け土地造成を、県土の均衡ある発展のため、1980年代以降内陸部へも造成を促進

◎ 成果

○企業誘致及び雇用創出

地区	企業誘致数(R5.3.31現在)	雇用数(※)
播磨科学公園都市	フジプレミアム(株)他26社	848人
ひょうご情報公園都市	コストホールセールジャパン(株)他19社	1,260人
淡路津名地区	タカムラ(株)他19社	478人

※雇用数について、播磨科学公園都市は令和5年4月現在、ひょうご情報公園都市は令和3年5月現在、淡路津名地区は分譲申込時の計画数を集計

○地域ブランド力の向上

- ・播磨科学公園都市においてはSPring-8やSACLA等先端科学技術基盤が集積
- ・人と自然と科学が調和する高次元機能都市を目指す研究開発型の都市づくり

○震災からの創造的復興への支援

- ・阪神・淡路大震災後の復興住宅供給や、地域のふれあい交流拠点となる生活利便施設誘致

IV 地域整備事業の概要 (3) 主要事業の沿革

資料 3 - 6

◎ 播磨科学公園都市

年度	主な内容
S45～	民間企業が2,000haのレクリエーション都市開発を計画し、同社による用地取得を新宮、三日月、上郡3町(当時)が協力
S52	オイルショックにより同社が計画を中止。3町が県に支援要請し、県は西播磨テクノポリス計画(4市10町)の中核都市として検討着手
S56	西播磨地域が国の「テクノポリス基本構想」策定地域に選定され、県に「西播磨テクノポリス推進会議」設置
S57	西播磨テクノポリス基本構想を策定(企画部)
S58	都市基本計画(全体3工区2,010ha(うち第1工区960h))を策定(企画部)
S59	第1工区の用地取得・建設を企業庁が所管
S61	第1工区に建設着手。第2・3工区(1,050ha)を、県(企画部・企業庁)が土地開発公社へ用地の先行取得を依頼
H2	矢野・小犬丸地区(399ha)を、企画部が土地開発公社へ用地の先行取得を依頼
H3	西播磨テクノポリス開発計画の総合推進を、企画部から企業庁に移管
H4	第1工区の産業用地分譲を開始
H7	第1工区の戸建住宅分譲を開始
H9	大型放射光施設(SPring-8)の供用開始 播磨科学公園都市まちびらき記念式典開催
H11	第2・3工区用地及び矢野・小犬丸地区用地を、企業庁が土地開発公社から取得

◎ 臨海地区等

年度	主な内容
S35	土木部が臨海土地造成事業を実施
S44	臨海土地造成事業について地方公営企業法全部適用
S45	淡路津名地区建設着手
S46	芦屋沖地区(潮芦屋)建設着手
H8	阪神・淡路大震災後の復興住宅需要を踏まえ、南芦屋浜地区(潮芦屋)土地利用基本計画策定
H13	神戸三田国際公園都市に関する事務の所管が県土整備部から企業庁に移管
H14	潮芦屋の住宅分譲を開始

◎ ひょうご情報公園都市

年度	主な内容
H元	企画部が土地開発公社へ用地の先行取得を依頼
H3	東播磨情報公園都市基本構想の策定(企画部)
H10	商工部から企業庁に移管 企業庁が土地開発公社から用地を取得(～H12) 第1期調整池工事着手(H13造成工事着手)
H27	第1期分譲完了
R3	第2期事業について三木市の基本合意締結

◎ 淡路夢舞台

年度	主な内容
H3	淡路島国際公園都市構想策定(企画部)
H6	計画段階から実施段階への移行に伴い、企画部から企業庁に事務を移管、(株)夢舞台設立
H11	淡路夢舞台施設群の中核施設として開業
H14	(株)夢舞台よりホテル等を買収した上で貸付(リースバック)
R2	ホテル「ランド」を変更(ウエスティン → グランドニッコー)

IV 地域整備事業の概要 (4)貸借対照表

資料 3 - 7

(単位：億円)

流動資産 126	現預金	98	流動負債 21	企業債(R5償還)	10
	未収金	8		未払金、預り金等	11
	短期貸付金(R5回収)	20	固定負債 1,092	企業債(R6以降償還)	758
未成事業 資産 750	未成事業資産 (販売中等)	242			
	未成事業資産 (進捗調整地)	508			
固定資産 650	長期未収金	141		借入金	320
	長期貸付金 (R6以降回収)	265		引当金	14
	投資有価証券	88	繰延収益 1	長期前受金 1	
	有形固定資産	156	純資産 412	純資産 412	